

令和7年（2025年）12月19日

時 間 午後2時00分～
会 場 全員協議会室

市長記者会見資料

【報道発表資料】

- 1 「子育て応援手当」1月29日から支給開始
- 2 窓口の混雑緩和に向けた取組について
～窓口予約の実証実験とコンビニ交付の利用促進～
- 3 保険会社・食品飲料会社と包括連携協定を締結
～官民連携で地域活性化へ～
- 4 市内企業の適正な取引推進へ
- 5 「二十歳を祝う会」を開催
～同世代の若者たちが記念すべき日を演出～
二十歳を祝う会実行委員 土澤 竜矢（どざわ りゅうや）
- 6 上柚木公園陸上競技場等における延長使用料の誤徴収について

「子育て応援手当」1月29日から支給開始

国の『強い経済』を実現する総合経済対策に基づく、子育て世帯に対する「物価高対応子育て応援手当」について、12月16日に国会で令和7年度補正予算が成立しました。

八王子市では、国の補正予算成立を受け、本日12月19日に補正予算を専決処分し、速やかに同手当の支給を決定しました。物価高の影響を強く受けている子育て世帯を早期に支援するため、令和8年1月29日から順次支給を予定しています。

1 物価高対応子育て応援手当の概要

支給額	対象児童一人につき20,000円
支給対象者	①令和7年(2025年)9月分の児童手当受給者 (令和7年(2025年)9月に出生した児童を含む) ②令和7年(2025年)10月1日以降、令和8年(2026年)3月31日までに出生した児童の父母等
対象児童	平成19年(2007年)4月2日生～令和8年(2026年)3月31日生
支給開始時期	① 令和8年(2026年)1月29日(原則申請不要) ②出生後の児童手当申請時に申請。受付・審査後速やかに支給。 ※①②公務員(職場で児童手当を受給しているもの)は、申請が必要。受付・審査後に速やかに支給。
補正予算額	15億2,900万円(全額国庫支出金により実施)

対象世帯数:約4万6,000世帯、対象児童数:約7万5,400人

2 スケジュール

- 令和8年1月9日頃 1回目の支給対象者へお知らせを送付
1月29日 1回目物価高対応子育て応援手当支給
以降、新規出生児や公務員世帯からの申請を受け付け、審査後に速やかに支給

<問い合わせ> 子ども家庭部子育て支援課長 前田 電話042-620-7368

窓口の混雑緩和に向けた取組について ～窓口予約の実証実験とコンビニ交付の利用促進～

窓口の混雑緩和の取組の一環として、市民部において窓口予約制を活用した実証実験を行います。また、住民票など諸証明のコンビニ交付サービスの利用促進にも取り組み、市民の皆さんの利便性の向上を図ります。

1 窓口予約制の実証実験

市役所本庁舎市民課と八王子駅南口総合事務所において窓口予約制を活用した窓口混雑改善の実証実験を行います。窓口の予約はパソコンやスマートフォンから行うことができるほか、デジタル機器に不慣れな方にも配慮した仕組みとして、窓口を設置されている発券機からも行うことができます。

(1) 対象手続

- ア 住民異動（転入・転出・転居）
- イ 各種市民部取扱証明書交付
- ウ マイナンバーカード手続（電子証明書更新）

(2) 実証実験の期間

令和8年（2026年）1月13日（火）から4月中旬まで

(3) 実施場所

市役所本庁舎市民課、八王子駅南口総合事務所

2 コンビニ交付サービス利用促進

八王子市ではマイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から各種証明書を取得できるサービスを実施しています。ここで市内のコンビニエンスストアにマルチコピー機での証明書の取得方法を案内するマニュアルを配備することで、サービスのさらなる利用促進を図ります。

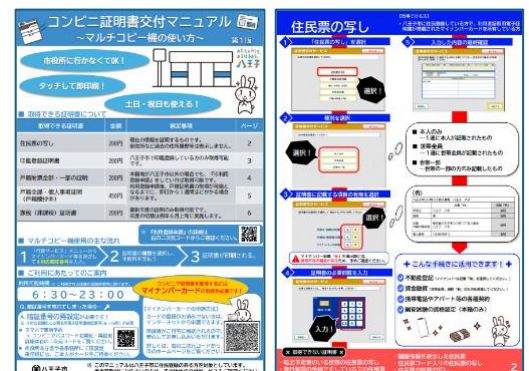
(1) 対象店舗（全205店舗）

- ア セブンイレブン 市内96店舗
- イ ファミリーマート 市内77店舗
- ウ ローソン 市内25店舗
- エ ミニストップ 市内7店舗

(2) マニュアル配備時期

- ア セブンイレブン
令和7年（2025年）12月15日までに
配備済み
- イ ファミリーマート・ローソン・ミニストップ
令和8年（2026年）1月以降順次

マニュアルの画像イメージ



<問い合わせ>

1について 市民部市民課長 野田 電話042-620-7232

2について 市民部市民総務課長 小池 電話042-620-7231

保険会社・食品飲料会社と包括連携協定を締結 ～官民連携で地域活性化へ～

八王子市は、東京海上日動火災保険株式会社及び西都ヤクルト販売株式会社と包括連携協定を締結します。

1 協定締結の目的

近年、人口減少・少子高齢化の進行や環境問題、災害対応など、地域社会が抱える課題は多様化しています。こうした課題に対し、行政のみならず企業の知見やネットワークを活用し、官民が共創することが不可欠です。本協定により、人材不足解消や健康づくりの推進などの地域課題の解決をはじめ、様々な分野において更なる連携を推進し、地域の活性化及び市民サービスの向上につなげてまいります。

2 締結式の概要

(1) 東京海上日動火災保険株式会社

日時 令和7年（2025年）12月25日（木）午後1時30分～2時00分

会場 市役所3階特別応接室

出席者 八王子市長 初宿 和夫

東京海上日動火災保険株式会社 西東京支店 津田 明宏

主な連携内容

- ・健康経営認定支援
- ・企業向け人材確保セミナーの実施
- ・フラッグフットボール教室の開催 など

(2) 西都ヤクルト販売株式会社

日時 令和8年（2026年）1月14日（水）午後1時30分～2時00分

会場 市役所3階特別応接室

出席者 八王子市長 初宿 和夫

西都ヤクルト販売株式会社 代表取締役社長 中川 喜博

主な連携内容

- ・出前授業（おなか元気教室など）の開催
- ・社内保育室を開放した親子あそびと管理栄養士による栄養相談
- ・東京ヤクルトスワローズ選手による野球教室の開催 など

市内企業の適正な取引推進へ

今般の急激な物価高騰等を背景に、令和8年（2026年）1月1日から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（通称「取適法」）が施行されます。従前の法律から名称変更を含む改正がなされ、協議を行わない一方的な代金決定の禁止など、「構造的な価格転嫁」の実現に向けた規制強化が盛り込まれています。

八王子市では、市内企業の適正な取引を推進するため、市が入札を行う公共調達の相手方に対し、誓約書の提出を要請します。また、八王子商工会議所など市内産業支援機関と連携し、改正内容の周知を行います。

1 契約時の「適正取引」誓約書の提出を要請

令和8年（2026年）1月1日以降、市が入札を行う公共調達の相手方に対し、契約時に取適法などの法令主旨に則った「適正取引」に取り組むことを誓約する文書の提出を要請し、市との契約及び関連する企業間取引における法令遵守の徹底を図っていきます。

2 市内企業への周知

市内企業にとって、価格転嫁及び取引適正化につながる重要な制度改正です。八王子商工会議所など市内産業支援機関と連携し、改正内容の周知を行います。

- ア 市役所窓口でのチラシの配布
- イ 八王子商工会議所にてチラシを送付
- ウ 市が発信する市内事業者向けメール配信サービスを活用
- エ 各種団体によるセミナーなどを通じた情報提供

<問い合わせ>

- 1について 契約資産部契約課長 田中 電話042-620-7216
- 2について 産業振興部産業振興推進課長 櫻井 電話042-620-7252

「二十歳を祝う会」を開催 ～同世代の若者たちが記念すべき日を演出～

大人としての責任の自覚を促すとともに、新しく二十歳となった若者を祝い、励ますことを目的として「令和8年八王子市二十歳を祝う会」を開催します。実行委員が学生ならではの視点を活かし、地元八王子への親しみを感じられる式典の企画・運営を行います。

1 概要

- (1) 名称：令和8年 八王子市二十歳を祝う会
- (2) 日時：令和8年（2026年）1月12日（月・祝）
第1回 午前10時00分～11時00分
第2回 午後 0時30分～ 1時30分
- (3) 会場：J：COMホール八王子（八王子市民会館）
- (4) 主催：八王子市、八王子市教育委員会、二十歳を祝う会実行委員会
- (5) 内容：式典の部、アトラクションの部



詳しくはコチラ

2 対象者

平成17年（2005年）4月2日～平成18年（2006年）4月1日に生まれた方
※対象人数（令和7年10月1日現在）7,252名（外国人637名含む。）
男性 3,898名、女性 3,354名

3 二十歳を祝う会実行委員会が企画・運営

市内在住・在学の実行委員6名（公募）の学生たちがスローガンの策定や当日の司会、当日配られるプログラムのデザインやアトラクションの企画を行います。今回のスローガンは「ぼくらの八王子20^う26^む～経験を積んで私を積み上げる～」です。2026の「20」は「20歳」、「26」は「積む」という語呂合わせになり、ここまで積み上げた経験や、この先の挑戦を通じた成長を願う意味が込められています。

4 記者会見出席者

二十歳を祝う会実行委員 土澤 竜矢（どぎわ りゅうや）

上柚木公園陸上競技場等における 延長使用料の誤徴収について

本日、監査講評を受け、上柚木公園陸上競技場等において、延長使用料の算定方法に誤りがあり、利用者の皆様から条例で定める額より多く徴収していたことが判明しました。利用者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 概要

(1) 対象施設

上柚木公園陸上競技場、富士森公園陸上競技場、上柚木公園野球場

(2) 内容

八王子市都市公園条例では、延長使用料について100円未満の端数がある場合は切り捨てると規定しているところ、実際には10円未満の端数を切り捨てて徴収していることが判明しました。

(3) 誤徴収期間

令和元年（2019年）10月1日から令和7年（2025年）11月11日

(4) 発生件数及び金額

503件 146,790円

【内訳】

上柚木公園陸上競技場	257件	78,360円
富士森公園陸上競技場	149件	56,080円
上柚木公園野球場	97件	12,350円

2 原因

延長使用料は、令和元年（2019年）3月に条例の一部改正により新設し、同年10月1日から施行していますが、事務処理における確認手続及びチェック機能が適切に働かなかったことに加えて、改正内容の確認が不十分であったことが原因です。

3 今後の対応

誤徴収した使用料は、準備が整い次第、対象者へ連絡のうえ速やかに還付します。

<問い合わせ>

生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課 吉田 電話042-622-6720